

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第97号）

1 異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第149号及び第154号）

(1) 諮問案件第149号に係る請求対象文書（以下「本件請求文書1」という。）

平成20年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者）における論文試験及び口述試験の採点基準

(2) 諮問案件第154号に係る請求対象文書（以下「本件請求文書2」という。）

平成21年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者）における論文試験及び口述試験の採点基準

2 担当課（所） 人事委員会事務局総務課

3 異議申立て等の経緯

(1) 諮問案件第149号に係る処分

ア H20.11.10 公開請求

エ H21.2.17 諮問

イ H20.12.5 非公開決定

オ H22.11.9 一部公開決定 ※

ウ H20.12.22 異議申立て

カ H23.4.8 答申

(2) 諮問案件第154号に係る処分

ア H21.11.2 公開請求

エ H21.12.28 諮問

イ H21.11.12 非公開決定

オ H22.11.9 一部公開決定 ※

ウ H21.12.14 異議申立て

カ H23.4.8 答申

※ 非公開決定を変更し、「評価項目の内容」につき公開した。

4 諮問に係る審査会の判断結果

非公開とした部分のうち下表の「審査会の判断」の「判断結果」において、「公開」とした部分は公開すべきであるが、その余の部分について非公開とした決定は、妥当である。

実施機関の処分		審査会の判断		
処分に係る公文書の内容	該当条項	判断結果	該当条項	判断要旨
職務経験者論文試験評価表				
表題	7条	公開	—	非公開理由を認められない。
試験の区分を記入する欄	6号	公開	—	
評価者名を記入する欄		公開	—	
評価結果を記載する評価欄				
評価項目の内容	公開済	—	—	—
評価項目別の配点	7条 6号	非公開	7条 6号	評価項目毎の配点ウエイトが明らかになり、このことに着目した偏った受験対策を過度に助長し、職員採用候補者試験に係る事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。
合計点		非公開	7条 6号	公表されている試験種目別の配点点数と異なる換算前の基礎点数であることから、これを公開すると、受験者に不要の混乱を生じさせるおそれも否定できない
上記以外の部分		公開	—	非公開理由を認められない。

実施機関の処分		審査会の判断		
処分に係る公文書の内容	該当条項	判断結果	該当条項	判断要旨
個別面接評定票				
平成20年度				
表題	7条 6号	公開	—	非公開理由を認めることはできない。
評定者名を記入する欄		公開	—	
受験者の属性を記入する欄		公開	—	
評定結果を記入する評定欄				
表頭	7条 6号	公開	—	非公開理由を認めることはできない。
評定項目の内容	公開済	—	—	—
着眼点等の内容	7条 6号	非公開	7条 6号	評定の観点及び視点並びに評定方法等が明らかとなり、このことに着目した受験対策を過度に助長し、職員採用候補者試験に係る事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。
具体的な評定方法及びその結果		非公開		
参考意見等を記入する欄				
評定に関する事項	7条 6項	非公開	7条 6号	評定に関する事項が記載されているので、職員採用候補者試験に係る事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。
上記以外の部分		公開		
平成21年度				
表題	7条 6号	公開	—	非公開理由を認めることはできない。
評定者名を記入する欄		公開	—	
受験者の属性を記入する欄		公開	—	
評定結果を記入する評定欄				
表頭				
評定内訳	7条 6号	非公開	7条 6号	評定に関する事項が記載されているので、職員採用候補者試験に係る事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。
上記以外の部分		公開		
評定項目の内容	公開済	—	—	—
着眼点等の内容	7条 6号	非公開	7条 6号	評定の観点及び視点並びに評定方法等が明らかとなり、このことに着目した受験対策を過度に助長し、職員採用候補者試験に係る事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。
具体的な評定方法及びその結果		非公開		
参考意見等を記入する欄		公開	—	非公開理由を認めることはできない。

5 審議経緯 審査回数 6回

(別 紙)
答申第97号

答 申 書

平成23年4月

石 川 県 情 報 公 開 審 査 会

第1 審査会の結論

石川県人事委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき非公開とした部分のうち別表1の2欄に掲げる部分は公開すべきであるが、その余の部分について非公開とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、次の公文書の公開請求を行った。

(1) 平成20年11月10日付けの公開請求（以下「本件公開請求1」という。）

平成20年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者）における論文試験及び口述試験の採点基準（以下「本件請求文書1」という。）

(2) 平成21年11月2日付けの公開請求（以下「本件公開請求2」という。）

平成21年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者）における論文試験及び口述試験の採点基準（以下「本件請求文書2」という。）

以下、本件請求文書1及び本件請求文書2をあわせて「本件請求文書」という。

2 実施機関の決定

本件公開請求1については、平成20年11月20日に条例第12条第2項の規定に基づき12月8日まで公開決定等期間を延長し、平成20年12月5日に非公開決定（以下「本件処分1」という。）を、また、本件公開請求2については、平成21年11月12日に非公開決定（以下「本件処分2」といい、本件処分1と合わせて「本件処分」という。）を行い、次のとおり公開しない理由を付して異議申立人に通知した。

なお、平成22年11月9日に本件処分1及び本件処分2の一部を変更し、それぞれ評定項目の内容を公開した。

（公開しない理由）

条例第7条第6号に該当

試験に係る事務に関する情報であって、公にすることによって事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3 異議申立て

異議申立人は、平成20年12月22日に本件処分1、平成21年12月14日に本件処分2を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、次のとおり、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行

った。

(1) 本件処分1

平成21年2月17日付け諮問（諮問案件第149号）

(2) 本件処分2

平成21年12月28日付け諮問（諮問案件第154号）

5 諮問の併合

諮問案件第149号及び諮問案件第154号は、いずれも職員採用候補者試験に係る論文試験及び口述試験の採点基準に関する文書の非公開決定に対して提起されたものであるから、当審査会は、一括して審議し、答申することとした。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 試験事務に関する情報であっても、公にすることによって事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれはなく、むしろ、試験の公正性、公平性及び透明性等が担保でき、また、試験に対する受験者の信頼性を高めることができる。

その結果、県は優秀な人材を採用することができ、県民に対して大きな利益をもたらすことになる。したがって、公開するメリットのほうが、公開しないメリットをはるかに上回ると考えられる。

- (2) 実施機関は、理由説明書で、「着眼点等が明らかとなれば、受験対策に特化した訓練を経たものが試験において高い成績を得る」としているが、受験対策をしない受験者は存在しない。

また、画一的な受験者の増大を過度に助長させるとしているが、もし画一的な受験者が増大したとしても、評定表に基づいて能力、適性及び資質等が判断される以上、合格者はある程度画一的になるので、結果として画一的な受験者が増大しても影響はない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書及び当審査会での意見陳述で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件請求文書に対応する公文書は、平成20年度及び平成21年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者）の第1次試験で実施した論文試験の結果を記載する職務経験者論文試験評定表及び第2次試験で実施した口述試験の結果を記載する個別面接評定票である。
- 2 本件処分においては、当初、職務経験者論文試験評定表及び個別面接評定票が条例第7条第6号（事務事業情報）のイで規定する「試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を

困難にするおそれ」がある情報に該当とするとして全部非公開としたが、その後、他県の状況等も踏まえ、より試験の透明性を図る観点から、評定項目の内容を公開した。

3 非公開情報について

職務経験者論文試験評定表及び個別面接評定票における非公開情報は、評定項目の内容以外の部分である。

職務経験者論文試験評定表に記載されている評定項目別の配点及び合計点並びに個別面接評定票に記載されている評定項目の小項目である着眼点等、評定に関する事項、具体的な評定方法及びその結果に関する事項については、これを公にすると、受験対策に特化した訓練を経た者が試験において高い成績を得ることや、他者との相違が不明確になり、画一的な受験者の増大を過度に助長させることになる。その結果として受験者の能力、適性及び資質等の正確な能力実証が困難になり、さらには試験を実施する意義が失われるおそれがあるので、条例第7条第6号に該当すると判断し、非公開とした。

なお、職務経験者論文試験評定表に記載されている評定項目別の配点を集計した合計点については、公表している試験種目別の配点点数とは異なり、その換算基礎となる情報であることから、非公開とした。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

平成20年度及び平成21年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者）における論文試験及び口述試験の採点に使用された評定表又は評定票の様式（以下「本件評定表（票）」という。）である。

3 本件処分に係る非公開情報の条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報と規定している。

当審査会において本件評定表（票）を見分したところ、論文試験に係る評定表は、「職務経験者論文試験評定表」と表題され、評定結果を記載する評定欄の表頭には受験者の区分、評定項目が表記されており、評定項目欄には評定項目の内容及び合計並びにその配点及び合計点が表記されている。また、評定欄以外の部分には試験の区分及び評定者名を記入する欄が設けられている。

口述試験に係る評定票は、「個別面接評定票」と表題され、評定結果を記載する評定欄の表頭には評定項目、着眼点等及び評定に関する事項が表記されており、評定欄中には評定項目の内容、着眼点等の内容、具体的な評定方法及びその結果について表記されている。また、評定欄以外の部分には、受験者の属性、評定者名及び参考意見等を記入する欄が設けられている。

なお、実施機関は、本件処分において当初全部非公開としていたが、その後、本件請求文書のうち評定項目の内容について公開している。

(1) 職務経験者論文試験評定表

実施機関は、評定欄の評定項目欄に表記されている評定項目の内容である「内容」、「構成」及び「表現力・基礎力」のみ公開し、その他の部分は非公開としている。

非公開部分のうち、評定欄の表頭に表記されている評定項目別の配点については、これを公開すると、評定項目毎の配点ウエイトが明らかになり、このことに着目した偏った受験対策を過度に助長し、職員採用候補者試験に係る事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないため、非公開は妥当である。

また、合計点については、公表されている試験種目別の配点点数と異なる換算前の基礎点数であることから、これを公開すると、受験者に不要の混乱を生じさせるおそれも否定できないため、非公開は妥当である。

しかしながら、表題、評定欄の表頭（ただし、配点及び合計点を除く。）及び評定欄以外に記載されている表記については、非公開とする理由を認めることはできない。

(2) 個別面接評定票

実施機関は、評定欄の評定項目欄に表記されている評定項目の内容である「態度」、「表現力」、「判断力」、「積極性」及び「社会適応性」のみ公開し、その他の部分は非公開としている。

非公開部分のうち、評定欄の表頭に表記されている評定に関する事項欄の評定内訳（ただし、平成21年度分に限る。）及び評定欄中の着眼点等の内容、具体的な評定方法及びその結果については、これを公開すると、評定の観点及び視点並びに評定方法等が明らかとなり、このことに着目した受験対策を過度に助長し、職員採用候補者試験に係る事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないため、非公開は妥当である。

また、平成20年度分の参考意見等を記入する欄中には、評定に関する事項が表記されているので、この部分については非公開が妥当である。

しかしながら、表題、評定欄の表頭（ただし、平成21年度分の評定に関する事項欄の評定内訳を除く。）及び評定欄以外に記載されている表記等（ただし、平成20年度分の参考意見等を記入する欄中の評定に関する事項を除く。）については、非公開とする理由を認めることはできない。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表2のとおりである。

別表1

1 本件公文書	審査会の判断
	2 左のうち公開すべき部分
職務経験者論文試験評定表	ア 表題 イ 評定結果を記載する評定欄のうち表頭に係る部分（ただし、配点及び合計点に係る部分を除く。） ウ 評定結果を記載する評定欄以外の部分
個別面接評定票	
平成20年度	ア 表題 イ 評定結果を記載する評定欄のうち表頭に係る部分 ウ 評定結果を記載する評定欄以外の部分（ただし、参考意見等を記入する欄中の評定に関する事項を除く。）
平成21年度	ア 表題 イ 評定結果を記載する評定欄のうち表頭に係る部分（ただし、評定に関する事項欄の評定内訳を除く。） ウ 評定結果を記載する評定欄以外の部分

<別表2>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 21 年 2 月 17 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 4 9 号)
平成 21 年 12 月 28 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 5 4 号)
平成 22 年 8 月 27 日 (第 200 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 11 月 22 日	○実施機関(事務局総務課)から理由説明書を受理した。(諮問案件第 1 4 9 号及び諮問案件第 1 5 4 号)
平成 22 年 12 月 15 日	○異議申立人から意見書を受理した。(諮問案件第 1 4 9 号及び諮問案件第 1 5 4 号)
平成 23 年 1 月 14 日 (第 207 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 1 月 28 日 (第 208 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 2 月 14 日 (第 209 回審査会)	○実施機関職員から意見聴取を行った。
平成 23 年 3 月 9 日 (第 210 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 3 月 25 日 (第 211 回審査会)	○事案の審議を行った。